

(仮称) 浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 25 年 6 月

株式会社 新エネルギー技術研究所

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの 意見の概要とこれに対する当社の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成25年3月27日（水曜日）

(2) 公告の方法

①平成25年3月27日（水曜日）付で、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

・北海道新聞（朝刊35面）

②上記に加え、厚岸郡浜中町にある日刊新聞紙販売店に新聞折込広告による配布を実施した。

[別紙2参照]

・更科新聞店：310部

・平塚新聞店：500部

・鳥居新聞店：1020部

③当社ホームページへ掲載した。

[別紙3参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎2か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

・浜中町役場正面ロビー（厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1）

・根室市商工観光課窓口（根室市常磐町2丁目27番地）

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

(4) 縦覧期間

平成 25 年 3 月 27 日 (水) から平成 25 年 4 月 26 日 (金) までとした。

平日の 9 時から 17 時までとした。

当社ホームページによる閲覧期間は平成 25 年 4 月 26 日 (金) までとしたが、インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

総数 4 名 (閲覧者記入表記載者数) [別紙 4 参照]

(内訳)

① 自治体庁舎

- ・浜中町役場 2 名
- ・根室市役所 2 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成23年法律第27号)第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告(お知らせ)と同時に行った。

(1) 開催日時

平成25年4月4日(木) 16時～(根室市厚床会館)
19時～(浜中町総合文化センター小ホール)

(2) 開催場所

根室市厚床会館(根室市 厚床 1-218-5)
浜中町総合文化センター小ホール(厚岸郡浜中町霧多布西3条1丁目47)

(3) 来場者数

根室市厚床会館 : 14名
浜中町総合文化センター小ホール : 25名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成25年3月27日(水)から平成25年5月15日(水)まで

(2) 意見書の提出方法

[別紙5]

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・説明会開催場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送による提出
- ・当社へのFAXによる提出

(3) 意見の提出状況

意見書の提出は9通、意見総数は60件であった。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函 : 意見書3通、意見総数15件
- ・説明会開催場所に備え付けた意見書箱への投函 : 意見書0通
- ・当社への郵送による提出 : 意見書3通、意見総数23件
- ・当社へのFAXによる提出 : 意見書3通、意見総数22件

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は54件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づき、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

1. 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	<p>本事業の用地として選定されたサイトCは、AやBと同様に希少種が密に生息する地域であり、当会としてはAやBと同様の甚大な影響が及ぶ可能性が高いと判断せざるを得ない地域である。</p> <p>日本野鳥の会根室支部では、当初より沿岸付近での風車建設は、どの地域であっても甚大な影響を及ぼす可能性が高いと進言してきただけに、本事業の用地選定については非常に遺憾である。</p>	<p>本事業を予定しているエリアの選定は、方法書 2-1-2(3)ページに記載しているように、他エリアで実施する場合に比べ相対的に影響が少ないと判断し、選定したものです。ただし、影響が少ないといっても、既存資料等の調査により希少種のオジロワシやタンチョウ等の生息情報もあることから、これら希少種の生息・分布状況を十分に調査・把握した上で、本事業の実施</p>
2	<p>本事業の用地として選定したサイトCの周辺では、少なくとも希少種のオジロワシとタンチョウが複数つがい生息している。希少鳥類の生息密度が低く事業が実施可能な範囲であるとの判断は、地元環境団体や専門家との協議が不十分であったと言わざるを得ない。関係機関や専門家らと十分な協議を行った上で、事業用地の選定を見直すべきである。</p>	<p>による影響について予測・評価を行い、希少種に及ぼす影響を実行可能な範囲で回避・低減させていく所存です。</p>
3	<p>恐らくは根室地区で計画が駄目になり代替地として浜中町を候補地に決めたのでしょうか、ラムサール登録湿地でもある霧多布湿原も有しており、根室半島から襟裳岬までの海岸線で建造可能な適地は存在しないものと思われます。根室の風蓮湖、霧多布湿原、厚岸湖、釧路湿原はシギ・チドリの移動ルートが存在します。その移動ルート上にその行動を阻害するものを設置したとあれば、今後、国際的に判断される事案についても新たな自然遺産や登録湿地などの指定ハードルも上がって行かざるを得ないのではないかと危惧せざるを得ません。</p>	<p>本事業を予定しているエリアの選定は、方法書 2-1-2(3)ページに記載しているように、他エリアで実施する場合に比べ相対的に影響が少ないと判断し、選定したものです。ただし、影響が少ないといっても、ご指摘のとおりオジロワシのバードストライクが浜中町にある風車で起こったことや当該地域一帯がシギ・チドリ類の渡りのルートであるとの認識を持ち、これら希少種の生息・分布状況を十分に調査・把握した上で、本事業の実施による影響について予測・評価を行い、希少種に及ぼす影響</p>
4	<p>将来にわたり自然エネルギーの活用は大いに進展すべきことと考えるが、それは自然環境や生態系に影響を与えてまで望まないところであり、現在予定地となっている箇所は、シギ・チ</p>	<p>を実行可能な範囲で回避・低減させていく所存です。</p>

	<p>ドリは勿論、白鳥やタンチョウなどの渡りルートでもある。浜中町に限らず北海道沿岸においては全てといっても過言ではなく、様々な渡りのルートとなっており、その上陸・通過地周辺にその行動を阻害する恐れが十分にあると思われる物を建造する事に大きな懸念を抱かざるを得ません。実際に浜中町榊町の風車1基が建造され稼働初日にオジロワシ1羽が風車のプロペラに当たり死んでしまったと云う事実もあり、その様子も当時報道されています。</p>	
5	<p>希少鳥類の生息地に巨大な風車群が建設されると、鳥の繁殖や移動の妨げになり、天然記念物や絶滅危惧種がバードストライクに遭う可能性が非常に高くなると考える。このようなことから、本事業は、これまでにバードストライク事故に遭った実績のあるオジロワシ、オオワシ、オオジシギなど希少鳥類の生息に大きな影響を及ぼす可能性が非常に高く、調査の途中であっても、風力発電施設の建設には不適切な場所である可能性が生じた時点で直ちに、事業の撤退および計画規模や風車の配置の変更などを通して、計画区域の見直しを行うべきである。</p>	<p>2010年3月までに日本野鳥の会が把握している国内での野鳥の衝突死の発見事例は、トビ 18、カモメ類 18、オジロワシ 16、カラス類 11、カモ類 3、イヌワシ 1、オオワシ 1、その他猛禽類 4、小鳥類 12、その他海鳥 4 と報告されています。また、対象事業実施区域が位置する浜中町においては、オジロワシ 1 個体の衝突死が報告されています。このような状況を踏まえ、オジロワシ等、当該地域に生息している希少種の生息・分布状況を十分に調査・把握した上で、本事業の実施による影響について予測・評価を行い、希少種に及ぼす影響を実行可能な範囲で回避・低減させていく所存です。</p>
6	<p>当該予定地に風力発電施設が建設されますと、その建設工事により多数の鳥類の生息環境がかく乱され、稼働するに至っては生息環境の悪化、あるいはバードストライクによる死亡など直接の被害が出ることは間違いないところです。浜中町内では以前、2基あるうち1基の風力発電用風車でオジロワシの衝突死が報告されていますが、より小型の鳥類では被害があってもほとんど発見されることがなく、おそらく他にも事故は発生しているものと考えられ、現在バードストライク対策はこれといったものがな</p>	<p>ご指摘のとおり、対象事業実施区域が位置する浜中町においては、オジロワシ 1 個体の衝突死が発生しています。このような状況を踏まえ、オジロワシ等、当該地域に生息している希少種の生息・分布状況を十分に調査・把握した上で、本事業の実施による影響について予測・評価を行い、希少種に及ぼす影響を実行可能な範囲で回避・低減させていく所存です。また、バードストライク対策については、最新の知見の収集に努め、当該地域に適した対策を適</p>

	<p>いと言えます。</p> <p>したがって日本野鳥の会釧路支部としては、当該土地に風力発電施設が建設されることは大変好ましくないと考えております。</p>	<p>宜、実施していく所存です。</p>
7	<p>釧路湿原から霧多布、風蓮湖、根室半島、野付半島、知床半島にかけての地域は、タンチョウ、オオワシ、オジロワシなど希少で生息域が限定された野鳥が見られることで世界的に知られています。海外からも多くのバードウォッチャーが訪れます。根室市では、バードウォッチングによる地域復興に力をいれ、毎年、イギリスで開催されるバードフェアにおいて、当該地域のPRを精力的に展開しています。この野鳥の宝庫と呼ばれる地域に、バードストライクの可能性が高い風車が建設されることは、観光面においてダメージとなります。貴重な野鳥の重要な生息地・フライウェーに風車が林立する風景は、バードウォッチャーには脅威と映ることでしょう。当該地域では、原生的な自然環境が残されてこそ、観光が成り立つ面が大きいと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、釧路湿原から霧多布、風蓮湖、根室半島、野付半島、知床半島にかけての地域は、タンチョウ、オオワシ、オジロワシなど希少で生息域が限定された野鳥が見られる地域であり、対象事業実施区域はこれら地域に位置しております。したがって、当該地域に生息している希少種の生息・分布状況を十分に調査・把握した上で、本事業の実施による影響について予測・評価を行い、希少種に及ぼす影響を実行可能な範囲で回避・低減させていく所存です。また、観光面に与える影響については、地元自治体など関係機関とも十分に協議を行います。</p>
8	<p>建設地は渡り鳥の飛行ルート上の根室半島突端部ーラムサール条約登録湿地の風蓮湖ー霧多布湿原ー厚岸湖の線上にある。また希少種であるタンチョウ、オジロワシが営巣し、シマフクロウを営巣させるべく活動がなされ、オオワシ、シロハヤブサがよく観察される場所である。生態系を保持する上でこの場所での建設は不適切であり、計画の撤回を強く求める。</p>	
9	<p>自然再生エネルギーの活用はとても有意義な事であるとは思いますが、ここ浜中町においては、希少野生動物とそれを支える生物多様性に富んだ周辺環境、観光、農漁業の面で、今在る自然こそが町の重要基盤であり、かけがえのない財産であることは明白なため、ここ浜中町においてははかなり難しいと考えます。</p>	<p>本事業実施による希少野生生物及び生態系に及ぼす影響について、実行可能な範囲で回避・低減させていく所存です。また、地元自治体など関係機関とも十分に協議を行い、浜中町が有する良好な自然環境を維持できるように努めます。</p>

10	<p>計画エリアのうち北側半分程度は酪農地帯に位置しており、風車施設設置のエリアとしてカウントしても農業振興地域のエリアと重複します。また農地として地域の酪農家が耕作しており、農地転用手続きなどを勘案すると計画エリア北側での事業実施は困難と考えられますがどのような調査や意図で当該地を選定したのか?</p>	<p>現状においては、ご指摘のとおり風力発電事業の実施のために農地転用や保安林解除を行うことは難しい状況です。反面、事前調査の結果、当該地域は風況・配電線の連系・アクセス道路等の条件に恵まれていることを確認し、風力発電事業を実施できる可能性は十分にあると考えています。</p>
11	<p>計画エリア南側の風車施設予定地 10 か所のうち 5~6 か所は防霧保安林の指定地に当たります。保安林解除は特別な理由がなければ不可能と聞いています。今回の風車設置事業は一企業の利益のためであり、特別な理由には該当しないと思われます。</p> <p>そのような中で設置場所として選定し環境アセスを実施する段階まで至っていますが、どのような判断がされているのでしょうか?</p>	<p>今後は、アセスの手続きを進めていく中で、土地の使用について（非農地の利用、保安林の作業許可等）関係機関と十分協議を行い、地元のご理解が得られるよう努めていく所存です。</p>
12	<p>風車施設が老朽化し使用できなくなった場合や会社が何らかの理由によりこの事業から撤収した場合、施設処理をどうするのか明確にして頂きたい。20~30年将来は不明との答えでしたが、地元住民の一人として、どうなるかわからない巨大構築物が放置されるリスクを持ってまでこの事業を受入する理由が見当たりません。</p>	<p>本事業における風車の稼働期間は 20 年を予定しておりますが、稼働期間中もしくは期間満了時において風車の撤去が必要になった場合は、当社が責任を持って撤去し、現状に復帰いたします。また、このことについては関係自治体とも十分に協議します。</p>
13	<p>経年ともに風車の採算が取れなくなった場合、廃棄物として置き去られる可能性がある。そうしたとき、御社は責任をもって撤去現状に復帰する約束がない。</p>	
14	<p>原発事故後自然エネルギーへの政策転換が図られているが、シェールガスの実用化が進み自然エネルギー先進国ドイツにおいてさえ、国民が自然エネルギーの単価の高さに反発し単価を引き下げる政策転換をせざるをえなくなっている。TPP 加入によるアメリカからのシェールガス輸入の解禁、ロシアからの天然ガスの輸入など急速にエネルギー環境が急変する兆しがある。今後 15 年、20 年後、事業が立ち行かなく</p>	

	<p>なった際、計画の建設・運営する法人形態では風車の撤去する担保がなく、放置され著しく環境を損なう恐れを危惧する。</p>	
15	<p>単に環境保全のみの観点からは悪影響は微小のように受け止められる結果を引き出している。その周辺は牛馬の放牧地や飼養地がある。野生動物と畜産動物では外部から受ける心身の影響は大きい。</p> <p>“人口が少ない”だけが建設地の良地ではない。自然からエネルギーを得ることは大切なことではあるが、人間はもう少し研究すべきである。</p>	<p>本事業に係る環境影響評価は、「発電所アセス省令」に基づき、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ調査項目を選定し、調査、予測及び評価を適切に実施していく所存です。</p>

2. 環境全般

No.	意見の概要	当社の見解
16	<p>[2-2-13生態系保護対策]について</p> <p>猛禽類等の繁殖の可能性がある場合には、工事期間内にはなく工事開始前より繁殖行動の有無を確認し、騒音を伴わない軽微な作業であっても、営巣地周辺への立ち入り等は制限すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり希少な猛禽類の繁殖の可能性が確認された場合は、繁殖活動に影響を及ぼさないように、必要な対策を講じます。対策を実施する場合は、専門家の助言を踏まえて行います。</p>
17	<p>[7.2.2 共用時]について</p> <p>方法書では、共用時の交通車両として、月2回程度の保守・運転監視および、年4回程度の定期点検時の車両の交通と記載されている。根室から釧路へと続く太平洋沿岸は、オジロワシをはじめとする希少鳥類の重要な生息地であり、風力発電施設が建設された場合には衝突する可能性もある地域である。共用開始後の運用においては、衝突等の鳥類への影響の有無を把握し、衝突死などの影響がみられた場合には直ちに運転を中止するなど、適切な対策を取る必要がある。しかし、鳥類が衝突した場合、その死体を動物が持ち去ってしまうこともあるので、月2回程度の保守・運転監視のみでは、希少種に対する影響の把握には不十分であり、衝突した個体がいまいかどうかの確認を行うため</p>	<p>鳥類の事後調査については、実施する予定ですが、詳細な調査内容については、鳥類へ及ぼす影響の内容及び程度に応じて、専門家の助言をいただきながら検討を行い、準備書に記載いたします。</p> <p>また、衝突死が見られた場合の対策については、事後の状況の把握や原因の究明に努め、専門家の助言を頂きながら実施します。</p>

	の調査が別途、必要である。	
18	<p>[7.3.2 環境保全対策④生態系保護対策]について</p> <p>方法書では、工事予定地周辺において猛禽類の営巣木等が確認された場合、繁殖の有無により騒音を発する恐れのある工事を避けると共に、巣付近への工事関係者の立ち入り等を禁止するとある。オジロワシやオオタカなどの猛禽類は、同じ巣を繰り返し利用することから、工事による営巣木の伐採や繁殖阻害だけでなく、風力発電施設が建設された場合に衝突による若鳥の死亡も懸念され、複数年継続して衝突した場合には、繁殖個体の供給が中断するために将来的に個体群の存続に影響を及ぼす可能性があり、繁殖地を喪失させる危険性も高い。方法書における対策では、調査時に営巣木を確認した場合の対応として、計画区域での建設を見直すことを記載する必要がある。</p>	<p>希少な猛禽類の繁殖の可能性が確認された場合は、繁殖活動に影響を及ぼさないように、必要な対策を講じます。対策を実施する場合は、専門家の助言を踏まえて行います。また、オジロワシやオオタカなどの営巣木が確認された場合は、営巣木を利用している繁殖ペアの行動圏調査を「猛禽類保護の進め方」を参考に実施し、極力、影響が軽減できるように風車の配置を見直すなどの対策を講じます。</p>
19	<p>方法書の確定にあたっては、公開を前提として、有識者からの意見聴取を行うこと。また、環境調査中においても、随時、調査が適切に行われているか等を検討し、風力発電と野鳥との共存が図られるよう、複数の有識者からなる公開を前提とした委員会を設置し、必要な検討や提言を受けること。</p>	<p>方法書に対する意見概要及び事業者の見解については、公表する予定です。また、当該地域には希少な鳥類の生息情報もあることから、調査段階から評価書の作成に至るまで、有識者の助言をいただきながら、アセスの手続きを進めていく考えです。</p>
20	<p>風車施設は野鳥の会などが指摘しているようにバードストライクの課題を解決することは困難と思われませんがどのように解決しますか？</p>	<p>現状においては効果的な対策はないものと認識していますが、「発電所アセス省令」に基づき、本事業の実施による影響について予測・評価を行い、希少種に及ぼす影響を実行可能な範囲で回避・低減させていく所存です。また、バードストライク対策については、最新の知見の収集に努め、当該地域に適した対策を適宜、実施していく所存です。</p>

3. 水環境

No.	意見の概要	当社の見解
21	<p>[5. 水質表 4-2-5-1 (4) 調査地点]について</p> <p>方法書では、工事による改変区域の下流側に位置する地点を対象としたとあり、太平洋に流れ込む小河川に調査地を設定しているが、計画区域のすぐ北側には、タンチョウ等の希少種が繁殖に利用している別当賀川があり、工事に伴い土砂が流入する恐れがある。土砂の流入は、タンチョウの繁殖する湿原に影響を与えるだけでなく、河畔林に生息する希少種への影響も懸念され、またラムサール条約登録湿地である風蓮湖への影響もあることから、別当賀川の上流および下流域での水質調査を実施すべきである。</p>	<p>現在、本事業において改変を予定している区域は、ご指摘の別当賀川の流域に含まれていないものと考えており、別当賀川の上流及び下流域での水質調査について、実施する予定はありません。ただし、環境保全上の見地から改変区域の見直しを行った結果、改変区域が当該河川の流域に含まれることになった場合は、水質調査等、必要な調査を実施いたします。</p>
22	<p>設置予定地のすぐ近くには国の天然記念物にも指定されているオジロワシや希少種にもなっているオオタカを含む営巣木もあり、絶滅危惧種でもあるシマフクロウの営巣木もあります。シマフクロウやオジロワシにおいては魚を主食としており、営巣地を有する河川は大雨などによる増水は見られても河川自体が濁ることは無く、生息する魚類の産卵床などが自然の現象による悪影響は現在まで観察されておらず、今後もそういった影響が出ない箇所であろうと云う事で浜中町のご理解、ご協力を得て環境省事業において巣箱の設置や生息地の保全を行って来ているところでもあります。実際に工事の実施時に河川への土砂の流入はありうると仰せられておりましたが、実際にこの恐れがあるのであれば到底看過できることではありません。</p>	<p>本事業において改変を予定している区域を含む流域を流れる河川において、水質（SS）や水生動物の現況調査を実施いたします。これらの結果をもとに、事業実施による水質（SS）や水生動物に対する影響について予測・評価を行います。水質環境や水生動物の生息環境に、極力、影響が生じないように適切な濁水対策を実施する方針です。</p>

4. 動植物・生態系

No.	意見の概要	当社の見解
23	<p>[4-2-14 動物の調査、予測及び評価の手法]について</p> <p>ア 哺乳類</p>	<p>本事業におけるアセスの現況調査においては、当該地域におけるコウモリ類の飛来時期と想定される5～10月期において、</p>

	<p>道東では近年、哺乳類のコウモリに関する研究が活発に進められ、各地の生息状況が明らかとなってきた。また、道東で生息が確認されたコウモリ類の中には希少種も含まれている。本事業の計画区域周辺におけるコウモリ類の詳しい情報は少ないが、隣接地では多くのコウモリ類の生息が確認されていることから、哺乳類の調査にはコウモリ類の調査も加える必要がある。コウモリ類の調査には、夜間にバットディテクターを使用して生息を確認する手法と、捕獲する手法が望ましい。</p>	<p>夜間にバットディテクターを用いた調査を、各月2日間実施する予定です。</p> <p>調査実施予定箇所としては、風車建設予定地周辺の林縁部等を考えています。</p>
24	<p>方法書における哺乳類の生息状況では、コウモリ類が生息の可能性があるとして記載されている。コウモリ類は夜間に上空を飛行するため、風力発電施設が建設された場合に衝突する恐れがあり、コウモリ類の生息状況を把握するため夜間の調査も実施する必要がある。</p>	
25	<p>[4-2-14 動物の調査、予測及び評価の手法]について イ鳥類 夜間や悪天時にも渡りを行う種類もあることから、夜間および悪天時の調査をするべきである。</p>	<p>「風力発電が野鳥に与える影響のまとめ」（日本野鳥の会自然保護室）によれば、「夕方～夜間などは、止まり木から飛び立った鳥が良くぶつかっていることが報告されている。また、(中略)夜間照明が鳥を惹きつけており、特に霧など悪天候の時は危険である可能性が指摘されています。」との報告もあることから、一般鳥類の調査時期において、夜間及び悪天候時の調査を実施いたします。</p>
26	<p>調査地域について 鳥類を除く動物については、対象事業実施区域のうち、風力発電機設置位置から半径500mの範囲とするとあるが、飛翔するコウモリ類や中型及び大型の哺乳類の行動圏はかなり広いことから、調査範囲は半径500m以上にすべきである。</p>	<p>「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省）によれば、動物相の現地調査地域の一般的な大きさとして、一般的にみられる中型哺乳動物のホンダタヌキの行動圏をもとに、事業実施区域及びその周辺200mとされていますが、本事業における現況調査においては、行動圏が広い大型の哺乳類が生息しているため、半径500mとしました。</p>

27	<p>調査地点について</p> <p>計画区域周辺には森林・海岸・湖沼・湿地・草原などの環境が存在するが、方法書で示されたラインセンサス調査のルートではそれらの環境を網羅していない。計画区域内周辺の鳥類相を把握するためには、ルートの設定を見直す必要がある。定点観察地点は猛禽類だけでなくタンチョウの生息状況についても網羅できる地点を選定すべきである。また、コウモリ類及び鳥類の夜間調査を実施する地点も選定すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、対象事業実施区域及びその周辺には、森林・海岸・湖沼・湿地・草原などの環境が存在しているため、各環境を網羅できるようにライン設定を行います。なお、ラインを設定できない場合は、適宜、定点観察を併用する等、各環境に生息する鳥類相の把握に努めます。</p> <p>タンチョウについては、対象事業実施区域周辺において生息情報があることから、繁殖期における行動圏などを把握するための調査を実施します。また、コウモリ類及び鳥類の夜間調査については、風車建設予定地周辺の林縁部等を観察ポイントとして設定する予定です。</p>
28	<p>(2) 鳥類について</p> <p>○ラインセンサス法</p> <p>方法書における鳥類の調査方法として、ラインセンサス法が挙げられており、計画区域内および南側の道道上に5コース設けられている。計画区域周辺には、針葉樹林、広葉樹林、草原、河川、池沼、海など様々な環境が存在し、鳥類の生息状況を把握するためには、現存する環境要素をできるだけコースに含める必要がある。提示されているコースの多くは、森林と草原であり、その中を流れる小河川や池沼については、一部を横断するのみで、これら湿地環境に生息する鳥類を把握するためには不十分である。また、計画区域の辺縁部に風力発電施設の建設が計画されており、周辺から飛来する鳥類も想定されることから、計画区域周辺を含めたすべての環境を網羅できるよう、調査コースの見直しや方法の検討を行うべきである。</p> <p>○定点観察法</p> <p>オオジロワシ等の猛禽類や上空を滑空するオオジシギなどは実際にバードストライクに遭っており、計画区域においても風力発電施設に衝突</p>	<p>○ラインセンサス法について</p> <p>ご指摘のとおり、対象事業実施区域及びその周辺には、森林・海岸・湖沼・湿地・草原などの環境が存在しているため、各環境を網羅できるようにライン設定を行います。なお、ラインを設定できない場合は、適宜、定点観察を併用する等、各環境に生息する鳥類相の把握に努めます。</p> <p>○定点観察法について</p> <p>定点観察地点の設定は、現地の地形状況、植生の分布状況などから見落とすエリアが極力無いように設定しましたが、調査</p>

<p>する可能性も高いことから、計画区域上空における飛翔の頻度を確認する必要があり、現状の定点観察調査地点では視認性や距離の面から不十分である。</p> <p>また、大型の猛禽類などは、河川に沿って海岸と内陸の間を飛翔するほか、河川間を往来することもあることから、計画区域だけでなく隣接する各小河川や周辺池沼を展望できる地点など全ての環境条件を網羅した場所を選定すべきである。</p> <p>なお、調査の時間帯は、鳥類の活動する日の出から日没までとし、バードストライクの発生確率が高いとされる霧の発生する日や風雪など荒天時も網羅して実施する必要がある。</p> <p>さらに、計画区域は、秋季と春季のガンカモ類をはじめとする多くの渡り鳥のルートになっている可能性もあることから、渡りの季節(春季は3月中旬～5月、秋季は8月中旬～11月中旬)における飛翔経路調査も実施する必要がある。鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、計画区域および周辺の地形、植生、社会的状況が許す範囲で、昼夜間のレーダー調査を実施すること。</p> <p>繁殖期、越冬期は毎月3日実施とあるが、それぞれ何月に実施するかを具体的に書くべきである。また、調査方法を検討する際には「猛禽類保護の進め方(環境省)」を参照する必要がある。</p> <p>○希少鳥類の調査について</p> <p>計画区域内において日本野鳥の会では、希少種であるタンチョウの生息も確認しており、小型の希少種であるオオジシギも生息していることから、猛禽類以外の希少鳥類に対する調査方法も明らかにし、適切な調査(営巣地・繁殖行動域・冬ねぐら・エサ資源調査等)を実施すべきである。</p>	<p>開始後のオジロワシ等の生息分布状況に応じて適宜、地点の設定などの見直しを行う予定です。</p> <p>また、「河川に沿って海岸と内陸の間を飛翔するほか、河川間を往来することもあることから、計画区域だけでなく隣接する各小河川や周辺池沼を展望できる地点」との考えから、南側の3定点を設定しましたが、ご指摘を踏まえ、調査開始後のオジロワシ等の生息分布状況に応じて適宜、地点の設定などの見直しを行う予定です。</p> <p>調査時間は、日の出から日没までを考えています。また、荒天時においても調査は実施する予定です。</p> <p>鳥類の渡りの時期(春季は3月中旬～5月、秋季は8月中旬～11月中旬)において、各季節4回は定点観察調査などを実施する予定です。なお、レーダーについては、1年目の調査データをもとに、レーダーの調査が必要かどうか、専門家の助言を参考に検討する方針です。</p> <p>ご指摘の繁殖期は4月から8月、越冬期は11月から3月を考えており、各月3日間の調査を実施する予定です。調査方法は、「猛禽類保護の進め方(環境省)」を参照し、決定する方針です。</p> <p>○希少鳥類の調査について</p> <p>タンチョウについては、対象事業実施区域の周辺で繁殖を行っているとの情報があることから、繁殖期における行動域や餌資源の調査を実施します。また、オオジシギについても繁殖期における営巣地の確認、生息分布状況について調査を実施します。</p>
---	---

	<p>○空間飛翔調査について</p> <p>一般鳥類については空間飛翔調査を行い、計画区域における鳥類の空間的な利用状況を把握すること。また、空間飛翔調査では飛行高度の計測を行い、飛翔高度を正確に把握するための、高度が分かるレーザー距離計を用いること。さらに、ビデオカメラによる画像撮影やその他の機器を用いるなどして、飛翔の速度や方向、距離や飛翔範囲などについても調べること。</p>	<p>○空間飛翔調査について</p> <p>空間飛翔調査については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」を参考に実施します。なお、飛翔高度については、ご指摘のレーザー距離計による確認の他、対象事業実施区域内にある風況観測塔や電柱等も参考に記録します。なお、ビデオカメラによる画像撮影については、大型の猛禽類を対象に必要なに応じて実施します。</p>
29	<p>調査期間等について</p> <p>調査を実施する時期、期間、時間帯、回数について詳細を明記するべきである。</p> <p>尚、踏査においては、特に希少種の営巣地への不意な接近などによる影響を回避するため、実施箇所や時期の選定は慎重に行う必要がある。</p> <p>また、ラインセンサス調査を行う時期、期間、時間帯を別途詳細に明記するべきである。鳥類の調査においては、希少猛禽類だけでなくタンチョウを対象にした調査も通年で行うべきである。</p>	<p>調査期間等については、当該地域の特性を踏まえ、次のとおり実施する予定です。</p> <p><一般鳥類：ラインセンサス調査及び定点観察調査></p> <p>○春季・秋季渡り調査</p> <p>期 間：春季は3月中旬から5月 秋季は8月中旬から11月中旬</p> <p>時間帯：日の出から日没、夜間調査も併せて実施</p> <p>回 数：期間中に4回（各回3日間）</p> <p>○繁殖期調査</p> <p>期 間：5月中旬から7月</p> <p>時間帯：日の出から日没</p> <p>回 数：期間中に2回（各回3日間）</p> <p>○冬季調査</p> <p>期 間：12月上旬から2月</p> <p>時間帯：日の出から日没</p> <p>回 数：期間中に2回（3日間）</p> <p>なお、ラインセンサス調査は、春季・秋季の渡り調査時、繁殖期調査時、冬季調査時において、日の出から10時頃の時間帯で実施する予定です。</p> <p><希少猛禽類：定点観察調査等></p> <p>○猛禽類繁殖調査</p> <p>期 間：4月から8月</p> <p>時間帯：日の出から日没</p>
30	<p>各調査期において確認種数が飽和するよう、1回の調査につき4回のセンサスを実施すること。春季、繁殖期、秋季、越冬期に4回実施するとあるが、春の渡り時期、繁殖期、秋の渡り時期、越冬期などと具体的に表現し、1季あたりに実施する調査回数によって調査精度は影響を受けるので、調査頻度や実施時期などについて具体的に記載すべきである。なお、オジロワシが調査対象となる場合は、つがい形成期、造巣期、産卵期、抱卵期、孵化期、育雛期など、オジロワシの繁殖生態に合わせて調査時期を設定すること。</p>	<p>○冬季調査</p> <p>期 間：12月上旬から2月</p> <p>時間帯：日の出から日没</p> <p>回 数：期間中に2回（3日間）</p> <p>なお、ラインセンサス調査は、春季・秋季の渡り調査時、繁殖期調査時、冬季調査時において、日の出から10時頃の時間帯で実施する予定です。</p> <p><希少猛禽類：定点観察調査等></p> <p>○猛禽類繁殖調査</p> <p>期 間：4月から8月</p> <p>時間帯：日の出から日没</p>

		<p>回数：毎月1回の計5回（各回3日間）</p> <p>○猛禽類越冬期調査</p> <p>期間：11月から3月</p> <p>時間帯：日の出から日没</p> <p>回数：各月1回の計5回（各回3日間）</p> <p><タンチョウ：定点観察調査等></p> <p>期間：5月から11月</p> <p>時間帯：日の出から日没</p> <p>回数：各月1回の計7回（各回3日間）</p>
31	<p>短期間(1～3年程度)での環境アセスできちんとした鳥類のデータ収集が可能かどうかの疑問が残ります。</p>	<p>「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省）によれば、動物相の現地調査期間は、四季を通じた1年間とされています。また、猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（環境省）」によれば、2営巣期を含む1.5年以上とされており、本事業における現地調査については、これら調査期間の目安を超えて実施する予定です。</p>
32	<p>タンチョウに関しては、周年の調査が必要である。年により繁殖状況が変わるので、複数年の調査は必要。近隣で繁殖する個体の行動圏調査および移動個体の通過状況の現地調査と聞き取りが必要である。</p>	<p>タンチョウの調査は、当該地域を利用する時期において調査を実施する方針です。1年目の調査データをもとに、複数年の調査が必要かどうか、専門家に伺い、必要に応じて2年目の調査を実施する方針です。</p>
33	<p>オジロワシについては繁殖個体があることから周年の行動圏調査が必要であり、越冬期における飛来個体および同類のオオワシに関して行動圏調査が必要である。これも複数年の継続調査が必要。方法書に示されている調査地点数では沢筋などでの見落としが考えられるため調査地点を増やす必要がある。</p>	<p><繁殖期における調査></p> <p>オジロワシの繁殖調査については、「猛禽類保護の進め方（環境省）」を参照し、2営巣期を含む2年間実施します。</p> <p><越冬期における調査></p> <p>オジロワシ、オオワシの越冬期の調査については、当該地域における分布状況の確認に加え、ねぐらの状況、餌資源の分布状況についても調査を実施します。なお、1年目の越冬期の調査データをもとに、複数年の調査が必要かどうか、調査定点を増やす必要があるかどうか、専門家に伺い、必要に応じて2年目の調査を実施する方針です。</p>

34	<p>その他タカ科についても生息および繁殖が考えられるため、オオワシ・オジロワシと合わせて詳細な調査を行う必要がある。</p>	<p>その他のタカ科の猛禽類についても、オジロワシの繁殖期の調査に合わせて、繁殖確認を行います。仮に繁殖が対象事業実施区域の近傍で確認された場合は、「猛禽類保護の進め方（環境省）」を参照し、調査を実施する方針です。</p>
35	<p>シマフクロウは方法書の生息情報が得られた鳥類の中には記載が見られなかったが、浜中町での生息情報もあり、分散個体が根室市の市街地に現れたこともある。当該土地での生息に関しては地元専門家による詳細な調査が必要。</p>	<p>シマフクロウについては、営巣が可能な大径木が対象事業実施区域及びその周辺にあるか確認を行います。大径木が確認されなかった場合、当該地域をどのように利用しているかについて、専門家の助言を伺い、必要に応じて専門家による詳細な調査を実施する方針です。</p>
36	<p>陸棲の鳥に関してはオーソドックスな調査でよろしいと考えられるも、繁殖期にディスプレイ・フライトを行なうオオジシギ、ヤマシギ、ヒバリ等においてはバードストライクの可能性が非常に高いので、詳細な調査が必要である。小鳥の夜間の渡り調査に関しては重要であるが、これといったデータがなく、バードストライク等の被害が極めて起こりにくいという証明が必要。</p>	<p>ご指摘のバードストライクの可能性が高い種を対象に空間飛翔調査を実施します。空間飛翔調査については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」を参考に実施します。</p> <p>また、小鳥の夜間の渡り調査については、渡り期間中の夜間調査を実施し、種の判別はできなくとも、飛翔コースや飛翔高度について把握できるように努めます。</p> <p>得られた結果をもとに、衝突個体数等の算出を行い、事業実施による影響について検討を行います。</p>
37	<p>渡り性の水鳥に関しては、渡り時期の目視調査に加えて、夜間の渡り調査によりバードストライクの発生がほとんど考えられないという証明が必要である。複数年にわたってルートや高度を調査することなしには結論付けられないと思われる。なお、春の渡り時期は2月下旬(オオハクチョウ)に始まり5月いっぱい(シギ・チドリまで)、秋の渡りは8月上旬(シギ・チドリ)から12月初旬(オオハクチョウ)まで断続的に続くと考えられることを念頭において調査を設定する必要がある。</p>	<p>渡り期間においては、渡り期間中の日中の調査と夜間調査も実施し、種の判別はできなくとも、飛翔コースや飛翔高度について把握できるように努めます。</p> <p>調査期間については、春季は3月中旬から5月、秋季は8月中旬から11月中旬を予定しています。オオハクチョウについては、冬季の調査で対応する予定です。</p> <p>得られた結果をもとに、衝突個体数等の算出を行い、事業実施による影響について検討を行います。</p>

38	<p>本発電事業は、オオハクチョウの渡り経路上に建設を計画している。オオハクチョウは、渡りの重要な中継地点である風蓮湖から越冬地である琵琶瀬湾、厚岸湖の間を秋と春に行き来します。風蓮湖は5000羽、厚岸湖は3000羽を超えるオオハクチョウが利用します。私は、オオハクチョウが、計画地の上空を通過しているのを毎年見えています。秋は10月から12月にかけて、春は3月から5月にかけて、日中ばかりでなく、早朝や夕方、夜間にも通過する群れが確認できます。群れは高度100m以下の低空を飛翔します。風車によるオオハクチョウのバードストライクは避けられないと考えます。</p>	<p>ご指摘の状況を踏まえ、当該地域におけるオオハクチョウの飛翔コース、飛翔高度について、早朝、夕方、夜間の時間帯において調査を実施します。得られた結果をもとに、衝突個体数等の算出を行い、事業実施による影響について検討を行います。</p>
39	<p>本発電事業は、ヒシクイの渡り経路上に建設を計画している。</p> <p>ヒシクイもオオハクチョウと同じように、風蓮湖を渡りの中継地に利用し、移動の際に、計画地上空を通過します。また、計画地内の牧草地にて採食行動が観察されています。風車によるヒシクイのバードストライクは避けられないと考えます。</p>	<p>ご指摘の状況を踏まえ、当該地域におけるヒシクイ、コクガンの飛翔コース、飛翔高度について、早朝、夕方、夜間の時間帯において調査を実施します。</p> <p>得られた結果をもとに、衝突個体数等の算出を行い、事業実施による影響について検討を行います。</p>
40	<p>本発電事業は、コクガンの渡り経路上に建設を計画している。</p> <p>コクガンは、冬季に琵琶瀬湾でおよそ300羽が越冬します。この個体群の渡り経路上に建設が計画されています。風車によるコクガンのバードストライクが予想されます。</p>	
41	<p>本発電事業は、シギ・チドリ類の渡り経路上に建設を計画している。</p> <p>春と秋に、多くのシギ・チドリ類が建設予定地を通過します。シギ・チドリ類の渡りは、夜間に行われることが多く、調査で種類や数、渡り経路を明らかにすることは困難です。そのため、実態を把握できずに影響なしとされることが懸念されます。特に、夜間の霧、曇天時に風</p>	<p>渡り期間においては、渡り期間中の日中の調査と夜間調査も実施し、種の判別はできなくとも、飛翔コースや飛翔高度について把握できるように努めます。</p> <p>調査期間については、春季は3月中旬から5月、秋季は8月中旬から11月中旬を予定しています。</p> <p>なお、荒天時にシギチドリ類が航空障害</p>

	<p>車の航空灯に誘引され、バードストライクが発生する可能性があります。</p>	<p>灯の点滅に誘引されるかどうかについては、事例や知見の収集を行い、検討いたします。</p> <p>得られた結果をもとに、衝突個体数等の算出を行い、事業実施による影響について検討を行います。</p>
42	<p>本発電事業は、タンチョウの巣の近くに建設を計画している。</p> <p>幌戸に1つがい、奔幌戸に1つがい、恵茶人に1つがいのタンチョウが営巣しています。また、春と秋に上記以外のタンチョウが移動経路としてこの地域を利用しています。タンチョウの行動圏内に風車があるため、バードストライクは避けられないと考えます。</p>	<p>タンチョウについては、対象事業実施区域の周辺で繁殖を行っているとの情報があることから、繁殖期における行動域や餌資源の調査を実施します。1年目の調査データをもとに、複数年の調査が必要かどうか、専門家の伺い、必要に応じて2年目の調査を実施する方針です。</p> <p>得られた結果をもとに、衝突個体数等の算出を行い、事業実施による影響について検討を行います。</p>
43	<p>本発電事業は、オジロワシの巣の近くに建設を計画している。</p> <p>少なくとも奔幌戸に1つがい、恵茶人に1つがいのオジロワシが営巣しています。どちらも建設予定地から1km以内に巣があります。オジロワシの通常の行動圏内に風車があるため、バードストライクは避けられないと考えます。</p>	<p>オジロワシの繁殖調査については、「猛禽類保護の進め方（環境省）」を参照し、2営巣期を含む2年間実施し、行動圏等の解析を行います。また、併せて越冬期における調査を行い、当該地域における分布状況の確認に加え、ねぐらの状況、餌資源の分布状況についても調査を実施します。</p> <p>得られた結果をもとに、衝突個体数等の算出を行い、事業実施による影響について検討を行います。</p>
44	<p>本発電事業は、オオタカの行動圏内に建設を計画している。</p> <p>ポロト沼にはオオタカが現れます。秋には若鳥が見られることから、建設予定地の周辺の森に巣があると考えられます。風車によるバードストライクの可能性があります。</p>	<p>オオタカについては、オジロワシの繁殖期の調査に合わせて、繁殖確認を行います。仮に繁殖が対象事業実施区域の近傍で確認された場合は、「猛禽類保護の進め方（環境省）」を参照し、調査を実施する方針です。</p> <p>得られた結果をもとに、衝突個体数等の算出を行い、事業実施による影響について検討を行います。</p>

45	<p>本発電事業は、オオワシの採食地に建設を計画している。</p> <p>11月から3月にかけて、オオワシがポロト沼周辺で見られます。ポロト沼は、サケが遡上するため、多い時には20羽ほどのオオワシが現れます。オオワシのポロト沼への侵入経路上に風車建設が計画されているため、風車によるオオワシのバードストライクは避けられないと考えます。</p>	<p>オオワシを含む海ワシ類の越冬期における調査を行い、当該地域における分布状況の確認に加え、ねぐらの状況、餌資源の分布状況についても調査を実施します。</p> <p>得られた結果をもとに、衝突個体数等の算出を行い、事業実施による影響について検討を行います。</p>
46	<p>本発電事業は、猛禽類の採食地に建設を計画している。</p> <p>オジロワシ、オオタカ、オオワシの他にミサゴ、ハヤブサ、チゴハヤブサ、ノスリ、ケアシノスリ、ハイタカ、ツミ、チュウヒ、ハイイロチュウヒ、クマタカ、コミミズク、フクロウなどの猛禽類がポロト沼周辺で水鳥やネズミ、魚を捕食するために利用しています。風車によるこれらの猛禽類のバードストライクは避けられないと考えます。</p>	<p>対象事業実施区域は、牧草地及びその周辺の樹林地からなっており、ご指摘のポロト沼及びその周辺に風車を建設する計画ではありません。しかしながら、ご指摘の猛禽類の一部は、牧草地や樹林を餌場として利用している可能性もあります。したがって、鳥類調査時においては、当該地域を餌場として利用している猛禽類の狩場の位置や餌種の把握に努めます。また、得られた結果をもとに、各種の衝突個体数等の算出を行い、事業実施による影響について検討を行います。</p>
47	<p>本発電事業は、オオジシギ、カモ類や小鳥類の採食地、営巣地、渡りの経路上に建設を計画しています。</p> <p>私の10年間の観察で、ポロト沼地域では152種類の野鳥が確認されています。このほとんどが風車によるバードストライクと無縁ではないと考えます。</p>	<p>ご指摘の鳥類の当該地域における生息、分布状況、利用状況を把握し、事業実施による影響について検討を行います。</p>
48	<p>どのような精度の環境影響調査を実施されるのかと云う点も大変気がかりであることは否めません。これら希少野生動植物種は、周辺環境の絶妙なバランスが保たれていることにより存在し、水生生物から大型の野生動物まで、そのどれが欠けてもバランスは崩れます。その影響は、浜中町の主産業である農・漁業の将来にも反映されてくることと思われまます。</p>	<p>本事業における環境影響評価調査では、当該地域に生息する希少な野生生物や生態系に及ぼす影響を適切に予測・評価するために必要かつ十分なデータを収集し、事業実施による影響について検討を行います。</p>

49	<p>予測の基本的な手法について</p> <p>分布または生息環境の改変の程度を予測する方法について、どのような手法を用いて予測を行うのか、具体的に明記するべきである。また、その際に引用した文献などについてもその全てを記載するべきである。</p>	<p>予測の基本的な手法としては、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省）に記載されている重要種等の生息状況と事業計画図を重ね合わせ、分布又は生息環境の改変の程度を予測します。</p>
50	<p>予測の基本的な手法について</p> <p>生息地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生息に及ぼす影響を予測するとあるが、生息地の消失や縮小による影響（例えば、個体数の減少や生存率の低下など）以外に、風車のブレードへの衝突による影響も評価する必要がある。とくに、オジロワシやオオワシなどはこれまでに衝突事例もあることから、風車への衝突確率及び衝突による減少が種や個体群の存続にどの程度の影響を与えるか評価すべきである。なお、鳥類の衝突の可能性に関しては、環境省による手引きに掲載されているものだけでなく、専門家に意見聴取するなどして最新の予測モデルを用い、衝突確率について評価を行うこと。</p>	<p>予測の基本的な手法としては、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省）に記載されている重要種等の生息状況と事業計画図を重ね合わせ、分布又は生息環境の改変の程度を予測します。</p> <p>また、ご指摘のように風車のブレードへの衝突についても、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」を参考に衝突個体数を算出します。なお、算出に当たっては、公表されている最新の予測モデルを用いるようにいたします。</p>
51	<p>評価について</p> <p>希少種の分布または生息環境の改変の程度を予測する方法が、方法書には詳細に記載されていない。どのような手法を用いて予測を行うのか、具体的に記載するべきである。また、その際に引用した文献などについても記載すべきである。</p> <p>また、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により保全についての配慮が適正になされているかを評価するとあるが、「回避」とは影響を避けるために建設を中止するか計画地を変更することであり、実行可能な範囲での「回避」とは「低減」のことに他ならない。誤解を招く使用は避けるべきである。さらに、</p>	<p>予測の基本的な手法としては、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省）に記載されている重要種等の生息状況と事業計画図を重ね合わせ、分布又は生息環境の改変の程度を予測します。</p> <p>風車のブレードへの衝突についても、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」を参考に衝突個体数を算出します。なお、算出に当たっては、公表されている最新の予測モデルを用いるようにいたします。</p> <p>なお、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省）によれば、環境影響がない又は極めて小さいと判断される場合以外は、事業者は、実行可能な範囲で、</p>

	鳥類を始め野生生物の生息に著しい影響が予測される場合、最善の保全対策として「回避(建設を中止すること)」を行うことも明記するべきである。	環境保全措置を検討することとされており、環境保全措置の種類には、回避又は低減及び代償があります。また、事業者は環境影響をできる限り回避又は低減する措置を優先的に検討し、それでも影響が十分に回避又は低減されなかった場合等には、必要に応じて代償措置を検討するとされており、本事業における評価及び環境保全措置についても同様の考え方で進めていく方針です。
52	評価の手法について 環境影響の回避・低減に係る評価においては、建設の中止および設置後においては撤去・移設なども検討されることを含めて評価するべきであり、その詳細を明記するべきである。	
53	[4-2-16植物の調査、予測及び評価の手法]について 植物調査を実施する際には、希少鳥類の営巣地への接近などによる影響が及ばないように、調査区域や時期、調査方法の選定は慎重に行うべきである。	植物調査を実施する場合は、ご指摘のとおり、希少鳥類の営巣地へ接近を行わない(仮に予期せぬ営巣地に接近した場合は、直ぐに立ち去る)など、十分に配慮を行い、調査を実施します。

5. 景観

No.	意見の概要	当社の見解
54	計画対象地に風力発電施設ができた場合、浜中町だけでなく、根室市からも風力発電施設が視認されることになる。同じ海岸線上には、日本野鳥の会の渡邊野鳥保護区フレシマが設置されており、根室市民だけではなく全国から人が訪れる当会のシンボルであるが、風力発電施設の設置が野鳥保護区の景観に影響することが考えられる。そのため、野鳥保護区をはじめとする根室市側からの眺望も調査対象とし、計画区域周辺の住民、地権者、浜中町民だけでなく、風力発電施設が視界に入る近隣の根室市民、付近で活動している諸団体等に広く、景観が変化することへの意見をヒアリングすべきである。	ご指摘の「日本野鳥の会の渡邊野鳥保護区フレシマ」までは、対象事業実施区域から15km以上離れています。 「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省)によれば、水平距離が15km以上で、構造物の高さが本事業における導入予定の風車の高さ130mであれば、垂直見込角は0.5°未満となり、眺望への支障はなしと判断されています。したがって、野鳥保護区の景観に及ぼす影響については、無いものと考えられます。
55	御社がこの町で行おうとしている事業は、「優れた自然景観」というこの町のイメージを損なうものになる。また、企業理念として、自然公園の周辺にこうした人工景観をつくるべきでは	「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省)によれば、「景観的に気になり出す可能性がある」とされる垂直見込角は

	ない。	
56	御社の事業により、日々の暮らしの中にあつた景観の楽しみが奪われ、日々我慢を強いられる町民がいる。少数であってもそうした犠牲の上に企業利益を優先させるべきではない。	「1〜2°」が目安とされており、本事業で導入予定の風車の場合は、水平距離が7.5km以内の距離に該当します。霧多布湿原や霧多布岬、浜中町役場付近からは10km程度の距離があり、景観への影響は極めて小さいと考えられますが、本アセスにおいてフォトモンタージュ等を作成し、地域の皆様方が生活しているところからどのように眺望できるかをご説明し、ご理解をいただけるよう進めていく所存です。
57	御社の事業は、浜中町が進める自然景観を観光資源とした政策に合致しない。 浜中の観光の目玉である「シーサイドライン」沿線上に、10基の巨大風車を設置することは、自然景観を期待して来町する環境客の失望につながり、観光へのマイナス影響をもたらす。	なお、ご指摘のあった「シーサイドライン」からどのように眺望できるかについて、検討を行います。
58	浜中町は農業、漁業、観光で成り立っている町であり、特に観光の柱は霧多布湿原を中心に東はポロト沼、恵茶人沼、西は火散布沼、藻散布沼、の大小無名の湖沼群であり、そこに生きづいている植物であり、鳥類である。また、道々123号線シーサイドラインの海岸線は日本では類を見ない景観を擁している。この自然景観を生かした町づくりに取り組んできている。 観光客は限りなく人工の工作物のない自然を求めて浜中を訪れているのであり、最も重要な場所の真ただ中に建設することは観光の価値を著しく毀損するものであり町づくりの妨げになる。 また、次世代へ引き継ぐ財産としても建設は不適切であり、計画の撤回を強く求める。	また、浜中町と町の将来計画・政策ビジョン等についてよく協議し、これらの上位計画、ビジョン等と齟齬が生じないように配慮します。 併せて浜中町のイメージとされる「優れた自然景観」の保全や「観光振興」の発展にも支障を来さぬよう配慮しながら計画を進めさせていただきたく考えております。
59	近年、町は環境条例をつくったが、これにつづき今後、景観の策定が予定されている。こうした景観を重視しようとするまちづくりに対し、御社の風車の設置は整合性に向け、町のイメージや、観光の上で負の景観を将来に残すことになりかねない。	
60	私共はNPOの事業のプログラムの中で浜中町内のエコツアーを実施していますが、そのツアーの参加者の方々からとても率直な意見、ご意見の中でとても素晴らしい自然を満喫すること	

<p>が出来たと仰られ、現に 2 度、3 度と訪れる季節を変えて足を運んで下される方もとても多いのです。その様な方々が風景を一変される建造物のある風景を観たら、果たして「また来たい」と思う気持ちが持てましようか？風車建造は美しい自然景観という大きな観光資源を失う事にもなり、観光面でのデメリットの方が大きいと断言します。</p>	
--	--

日刊紙に掲載した公告（平成25年3月27日（水）掲載：北海道新聞）

お知らせ

この度、環境影響評価法に基づき（仮称）浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての縦覧及び説明会の開催、方法書に対するご意見書の提出要領についてお知らせ致します。

一、方法書の縦覧について
 一、事業者の名称 株式会社新エネルギー技術研究所
 二、代表者の氏名 代表取締役 盛高 裕生
 三、住所 東京都千代田区内神田二丁目十六番八号
 四、対象事業の名称（仮称）浜中風力発電事業
 五、規模 風力発電所設置事業
 六、風力発電所出力 二千三百キロワット

二、対象事業実施区域
 北海道厚岸郡浜中町廣人、奔崎戸及び姉別地区

三、関係地域の範囲
 北海道厚岸郡浜中町及び根室市

四、縦覧の場所
 浜中町役場正面ロビー及び根室市商工観光並びに株式会社新エネルギー技術研究所ホームページ
 （http://www.reetech.co.jp）

期間 平成二十五年三月二十七日（水）から四月二十六日（金）
 時間 午前九時から午後五時（土、日、祝日を除く）

五、方法書について環境保全の見地からの意見を書面（住所氏名連絡先・意見・理由を日本語で記載下さい）により提出できます。縦覧場所及び説明会会場に備え付けの意見箱への投函、郵送、FAXいずれの方法でも可能です。

六、意見書提出期限
 平成二十五年五月十五日（水）午後五時
 株式会社新エネルギー技術研究所
 〒101-0047 東京都千代田区内神田二丁目十六番八号
 FAX 〇三―五二八九―〇七一一

七、説明会の開催について
 一、の二、に同じ
 二、の三、に同じ
 三、の四、に同じ
 四、の四、に同じ

八、説明会の開催を予定する日時及び場所
 ①平成二十五年四月四日（木） 午後四時から
 ②平成二十五年四月四日（木） 午後七時から
 ③平成二十五年四月四日（木） 午後七時から
 根室市厚床会館
 浜中町総合文化センター小ホール
 株式会社新エネルギー技術研究所（担当・笹尾）
 問合せ先 株式会社新エネルギー技術研究所（担当・笹尾）
 電話 〇三―五二八九―〇七〇八

3

新聞への折込広告

お知らせ

この度、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を行います。

- ◆事業者の名称 株式会社新エネルギー技術研究所
- 代表者の氏名 代表取締役 盛高 裕生
- 住所 東京都千代田区内神田二丁目16番8号
- ◆対象事業の名称 (仮称) 浜中風力発電事業
- 種類 風力発電所設置事業
- 規模 風力発電所 出力2,300キロワット×10台
- ◆対象事業実施区域 北海道厚岸郡浜中町貫人、奔幌戸及び姉別地区
- ◆関係地域の範囲 北海道厚岸郡浜中町及び根室市
- ◆縦覧の場所 浜中町役場正面ロビー及び根室市商工観光課
並びに弊社ホームページ (www.reetech.co.jp)
- 期間 平成25年3月27日(水)から4月26日(金)
午前9時から午後5時(土、日、祝日を除く)
- ◆方法書について環境保全の見地からのご意見を書面(住所氏名連絡先・意見・理由を日本語で記載下さい)により提出できます。
縦覧場所に備え付けの意見箱への投函、郵送又はFAXでご提出下さい。
- ◆意見書提出期限 平成25年5月15日(水)午後5時
- 提出先 株式会社新エネルギー技術研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田二丁目16番8号
FAX 03(5289)0711
- ◆方法書に係る ①根室市厚床会館
説明会 平成25年4月4日(木)午後4時から
②浜中町総合文化センター小ホール
平成25年4月4日(木)午後7時から
- ※説明会場にも意見箱を設置しますので、その場で、ご意見をご提出いただくことも可能です。
- ◆お問い合わせ先 株式会社新エネルギー技術研究所(担当:笹尾)
電話03(5289)0708

当社ホームページに掲載したお知らせ



株式会社 新エネルギー技術研究所

ホーム
会社案内
» お知らせ
お問合せ先

2013.4.26

「(仮称)浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧は終了いたしました。

2013.3.27

「(仮称)浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

現在、弊社は北海道厚岸郡浜中町において風力発電事業を計画しています。この度、環境影響評価法に基づき、下記の要領で「(仮称)浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を行います。

事業者名	株式会社新エネルギー技術研究所
事業名	(仮称)浜中風力発電事業
事業規模	発電出力 2万3千kW(風力発電機10基)
対象事業実施区域	北海道厚岸郡浜中町萱人、奔幌戸及び姉別地区
縦覧場所	浜中町役場正面ロビー及び根室市商工観光課並びに、当社ホームページ
縦覧期間	平成25年3月27日(水)～4月26日(金)まで 縦覧時間は平日9時～17時
意見書提出方法	方法書の内容に対する環境保全の見地からのご意見は、住所・氏名・電話番号及びその理由を日本語で記載の上、縦覧場所に設置の意見箱もしくは下記お問い合わせ先に、郵送またはFAXでご提出下さい。 (電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承下さい。)
意見書受付期間	平成25年5月15日(水)まで
方法書に係る説明会	根室市厚床会館 平成25年4月4日(木)午後4時から 浜中町総合文化センター小ホール 平成25年4月4日(木)午後7時から
お問い合わせ先	株式会社新エネルギー技術研究所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-16-8 第5氏家ビル TEL 03-5289-0708 FAX 03-5289-0711 担当: 開発部 笹尾

(仮称)浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書(要約書) PDF 6,880KB
 (仮称)浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書 表紙～2章 PDF 7,806KB
 (仮称)浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書 3章1 PDF 15,630KB
 (仮称)浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書 3章2-1 PDF 18,031KB
 (仮称)浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書 3章2-2 PDF 10,311KB
 (仮称)浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書 4章 PDF 14,452KB

- 方法書は、平成25年3月27日(水)～平成25年4月26日(金)の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- 本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図50000(地図画像)を複製したものです。(承認番号 平24情復、第945号)

縦覧場所に設置した閲覧者記入用紙

(仮称) 浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書
閲覧者記入表

※方法書を閲覧される方は、下記にお名前、ご住所をご記入の上、投函箱にご投函下さい。

閲覧日	お名前	ご住所
月 日		

※方法書に対して環境保全の見地からご意見のある方は、備え付けの書面にご記入の上、投函箱にご投入下さい。もしくは郵送、FAXでも提出可能です。

